○経済産業省

一八三　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件　一　一六　一〇　174　二三

一八四　電気事業法第七十二条の規定に基づき登録安全管理審査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　一　一六　八　五　一〇　六　二三

一八五　消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件　八　五　一〇　六　二三

一八六　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨の激甚災害に関し定めた件　一〇　五　二三

一八七　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　一〇　六　二三

一八八　中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件　一〇　六　二三

一八九　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　一〇　六　二三

一九〇　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一〇　174　二三

一九一　輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件　一〇　174　二六

一九二　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一六　五　一〇　174　二六

一九三　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件　一六　五　一〇　174　二六

一九四　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　一六　特16　一一　二六

一九五　平成七年通商産業省告示第七百七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等を指定した件）の一部を改正する件　一六　特16　一二　二六

一九六　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二一　六　二二　五

一九七　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　二二　五　五

一九八　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二二　五

一九九　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二二　五

二〇〇　平成二十九年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針　二五　184　九

二〇一　消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件　二八　六

二〇二　高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件　二九　六

二〇三　生産動態調査票の様式を定める件の一部を改正する件　三一　188　五六

二〇四　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示　三一　188　八八

○経済産業省、国土交通省、環境省

六四　指定事業者の住所を変更した件　三　169　二

六五―七八　特定特殊自動車の型式の届出があった件　三　169　二

七九　届出事業者の氏名又は名称を変更した件　三　169　四

八〇―八二　少数生産車の型式を承認した件　三　169　五

八三　少数生産車の型式についての承認を取り消した件　三　169　五

八四　承認事業者の氏名又は名称を変更した件　三　169　五

八五―八九　少数生産車の型式を承認した件　二二　五

九〇―九三　少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件　二二　六

九四―九六　少数生産車の型式についての承認を取り消した件　二二　七

○国土交通省

七二七　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件　一　八　五

七二八　水先人に免許を与えた件　三　五

七二九　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　三　五

七三〇　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　三　五

七三一―七三五　地すべり防止区域を指定する件　四　五

七三六　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　四　五

七三七―七三八　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　四　六

七三九―七四〇　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件　四　六

七四一　標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款の一部を改正する件　四　六

七四二　河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更する件　四　170　八

七四三　河川法の規定により指定区間を変更する件　四　170　一〇　五

七四四―七四五　高速自動車国道に関する件　四　170　一〇　五

七四六　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　九　五

七四七　建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務区域を変更した件　九　五